

議案第14号

三朝町防災会議条例の一部改正について

次のとおり三朝町防災会議条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成25年3月7日

三朝町長 吉田 秀光

三朝町防災会議条例の一部を改正する条例

三朝町防災会議条例（昭和45年三朝町条例第28号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条及び号の表示に下線が引かれた条及び号（以下「移動条等」という。）に対応する同表の改正後の欄中条及び号の表示に下線が引かれた条及び号（以下「移動後条等」という。）が存在する場合には、当該移動条等を当該移動後条等とし、移動条等に対応する移動後条等が存在しない場合には、当該移動条等（以下「削除条等」という。）を削り、移動後条等に対応する移動条等が存在しない場合には、当該移動後条等（以下「追加条等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条及び号の表示並びに削除条等を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条及び号の表示並びに追加条等を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(目的)	(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第16条第6項の規定に基づき、三朝町防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この条例において使用する用語の意義は、法に定めるところによる。

（所掌事務）

第3条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

（1）法第16条第1項の規定に基づき、三朝町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。

（2）町長の諮問に応じて町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。

（3）前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること。

（4）水防法（昭和24年法律第193号）第33条の規定に基づき、三朝町水防計画を定めるために必要な事項を調査及び審議すること。

（5）前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

（会長及び委員）

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき、三朝町防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

（所掌事務）

第2条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

（1）三朝町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。

（2）町の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。

（3）水防法（昭和24年法律第193号）第25条の規定に基づき、三朝町水防計画を定めるために必要な事項を調査及び審議すること。

（4）前3号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

（会長及び委員）

第4条 略

2～4 略

5 委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。

(1)～(6) 略

(7) 指定公共機関若しくは指定地方公共機関の役員若しくは職員、自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから、町長が任命する者 5人以内

6及び7 略

(専門委員)

第5条 略

2 専門委員は、指定地方行政機関の職員、鳥取県の職員、指定公共機関の職員、町の職員、指定地方公共機関の職員、自主防災組織を構成する者及び学識経験のある者のうちから、町長が任命する。

(会議)

第6条 略

(議事等)

第7条 略

第3条 略

2～4 略

5 委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。

(1)～(6) 略

(7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員のうちから、町長が任命する者 4人以内

6及び7 略

(専門委員)

第4条 略

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、鳥取県の職員、関係指定公共機関の職員、町の職員、関係地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから、町長が任命する。

(会議)

第5条 略

(議事等)

第6条 略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。